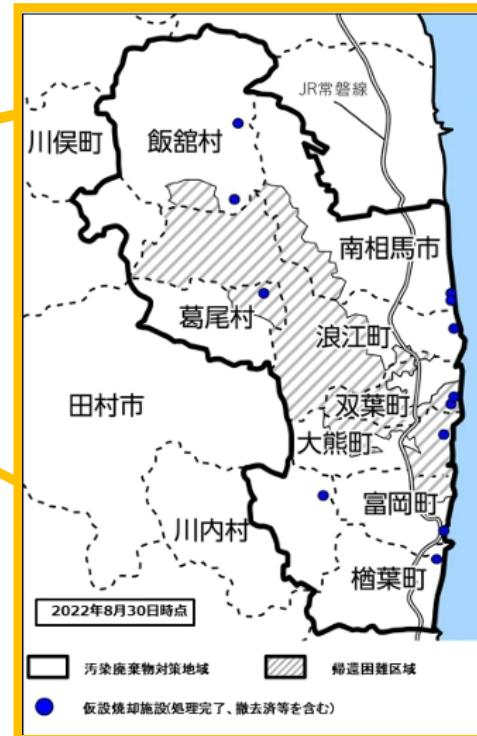
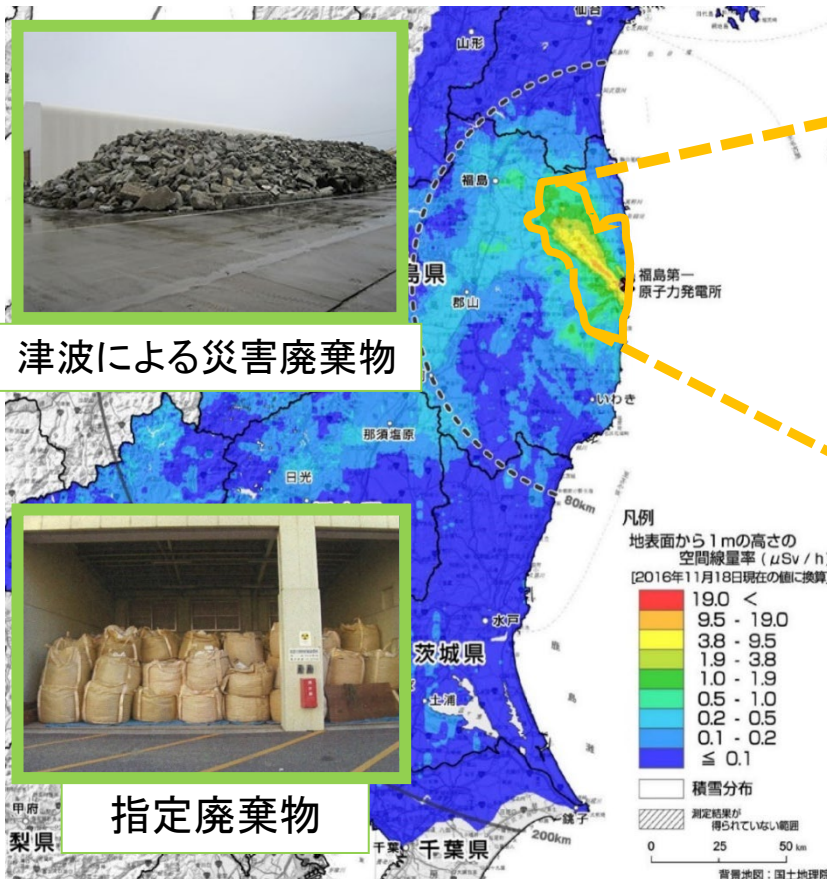


環境再生担当参事官室

東日本大震災からの復興・再生

環境再生事業の概要と役割分担

- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
 - ・ 除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
 - ・ 廃棄物処理については、区域にかかわらず、**8,000Bq/kg**超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



➤ 国直轄エリア
(除染特別地域、対策地域)



除染



被災家屋等の解体

避難指示の解除に向けた取組

○ 2018年3月までに、帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染完了。

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」方針。

○特定復興再生拠点区域(橙色部分)【2017～2018年度区域認定】

- ・ 帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す区域。
- ・ 2017年12月より除染を実施し、2023年11月末で6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。

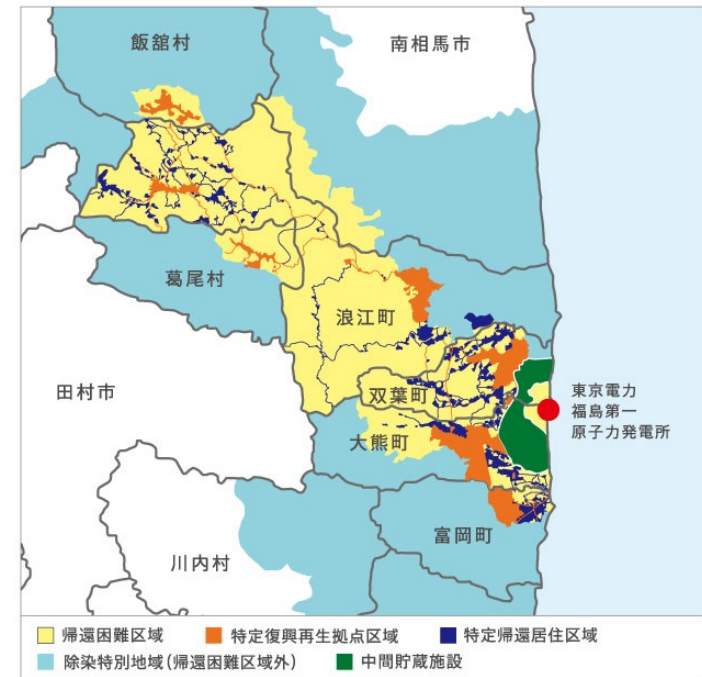
○特定復興再生拠点区域外

- ・ 2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、福島復興再生特別措置法の改正法が成立（令和5年6月9日公布・施行）。

【特定帰還居住区域】（青色部分）

- ・ 市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。

→ **2023年9月に設定された大熊町・双葉町の区域は、同年12月に除染や家屋等の解体に着手。また、2024年1月に設定された浪江町の区域は同年6月に、同年2月に設定された富岡町の区域は同年9月に着手した。2025年3月に設定された南相馬市及び同年7月に設定された葛尾村は着手に向け準備中。**



福島環境再生に向けた今後の課題（中間貯蔵施設）

- 原発事故由来の放射性物質による影響を速やかに低減するため、2011年度より国・市町村が除染を実施。
- 福島県内の除染で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するため、2011年度閣議決定の「放射性物質汚染対策特別措置法基本方針」等に「**中間貯蔵施設の整備**」を位置づけ。
- 福島県内除去土壌等は「**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県外で最終処分**」と法律で規定。
- **2014年に福島県、大熊町、双葉町に容認していただき、2015年3月**から各市町村の仮置場等にある除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を開始。
- **帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入は2022年3月までに概ね完了。** ※2025年6月末時点約1,411万^m₃（帰還困難区域を含む）

【概要】

< 除染 >



宅地や農地等の除染

< 仮置場 >



除去土壌等の入った
フレキシブルコンテナ
※県内1,371箇所
(ピーク時)

輸送

< 中間貯蔵施設内での作業 >

受入・分別
施設

ふるい分け
破袋・
分別



土壌



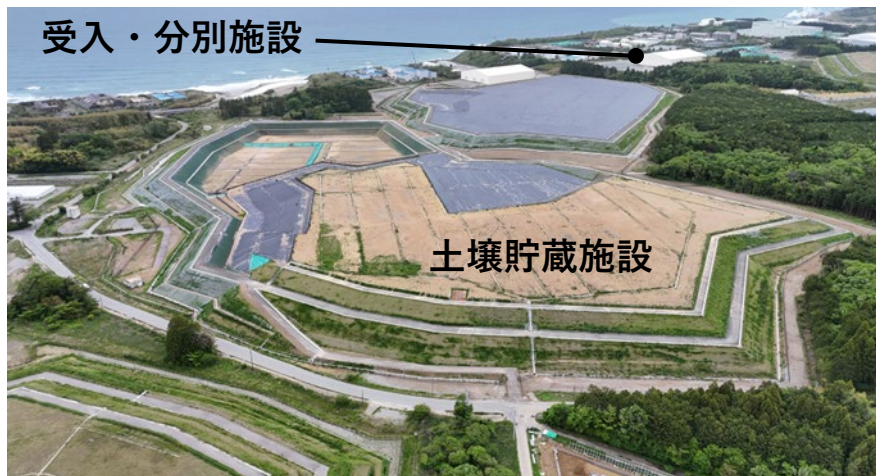
土壌貯蔵施設



土壌以外（石礫、金属類等）

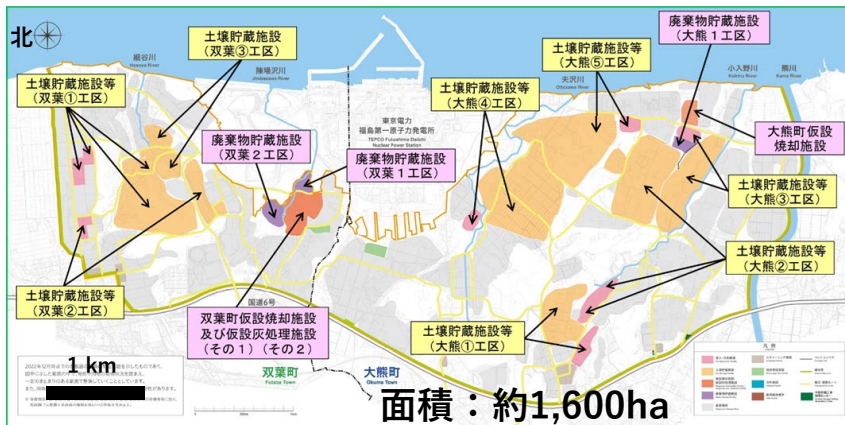
福島県外で最終処分
2045年3月まで

受入・分別施設



土壌貯蔵施設

< 中間貯蔵施設 >



福島県内における土壌などの処理フロー

除染

国直轄除染及び市町村除染で発生した

- ・ 土壌
- ・ 廃棄物（刈り取った草木、雨樋の堆積物等）

可能な限り減容化

中間貯蔵施設

[大熊町、双葉町]

可能な限り減容・再生利用を行った上で、
中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分

廃棄物処理

国が処理責任を負っている**特定廃棄物**

- ・ 指定廃棄物（8,000Bq/kg超の廃棄物）
- ・ 対策地域内廃棄物
（避難指示区域の解体家屋、津波がれき等）

可能な限り減容化

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

既存の管理型処分場

- ・ クリーンセンターふたば [大熊町]
- ・ 特定廃棄物埋立処分施設 [富岡町※1] (※2)

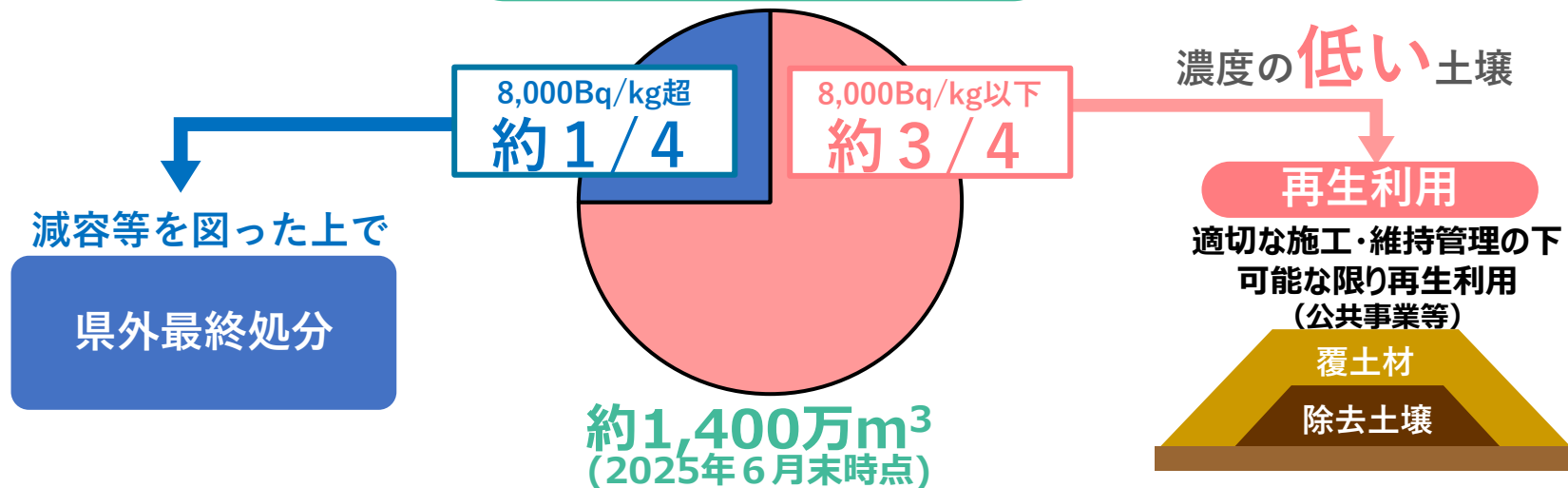
※1 搬入路は隣接する楡葉町側にある。

※2 特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物の搬入は
2023年10月末に完了。

県外最終処分、再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵。
平成28年に策定した方針※に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めてきた。 ※「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」
- 令和6年度は戦略等の目標年度であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、本年3月に復興再生利用・埋立処分の基準を策定した。また、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、さらに、これらの検討の進捗状況を踏まえ、2025年度以降の取組の進め方についてとりまとめた。
- 除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、令和6年12月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。

除去土壌等の放射能濃度分布



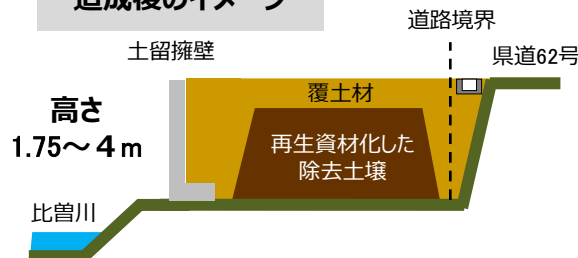
福島県内における再生利用実証事業の概要

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施。
- 2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に復興再生利用に係る基準等を策定。

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



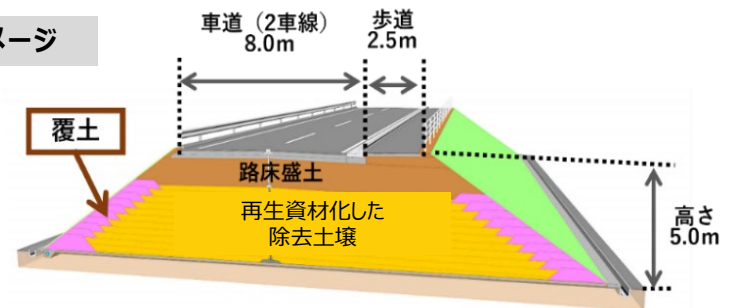
造成後のイメージ



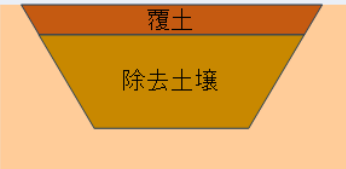
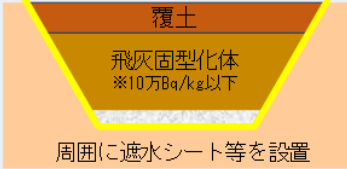
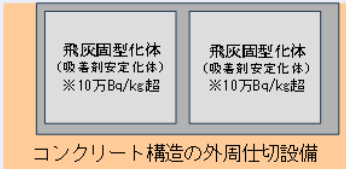
◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業



構造イメージ



県外最終処分に係る複数選択肢

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の 組合せ	減容しない	分級処理	分級＋ 熱処理	分級＋ 熱処理＋ 飛灰洗浄
最 終 処分量※1	約210万～310万m ³ 【内訳】 除去土壌：200～300万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約150万～220万m ³ 【内訳】 除去土壌：140～210万m ³ 廃棄物：約10万m ³	約30万～50万m ³ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万m ³ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度 (土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構 造 (処分場の タイプ)				
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理 コスト※3				

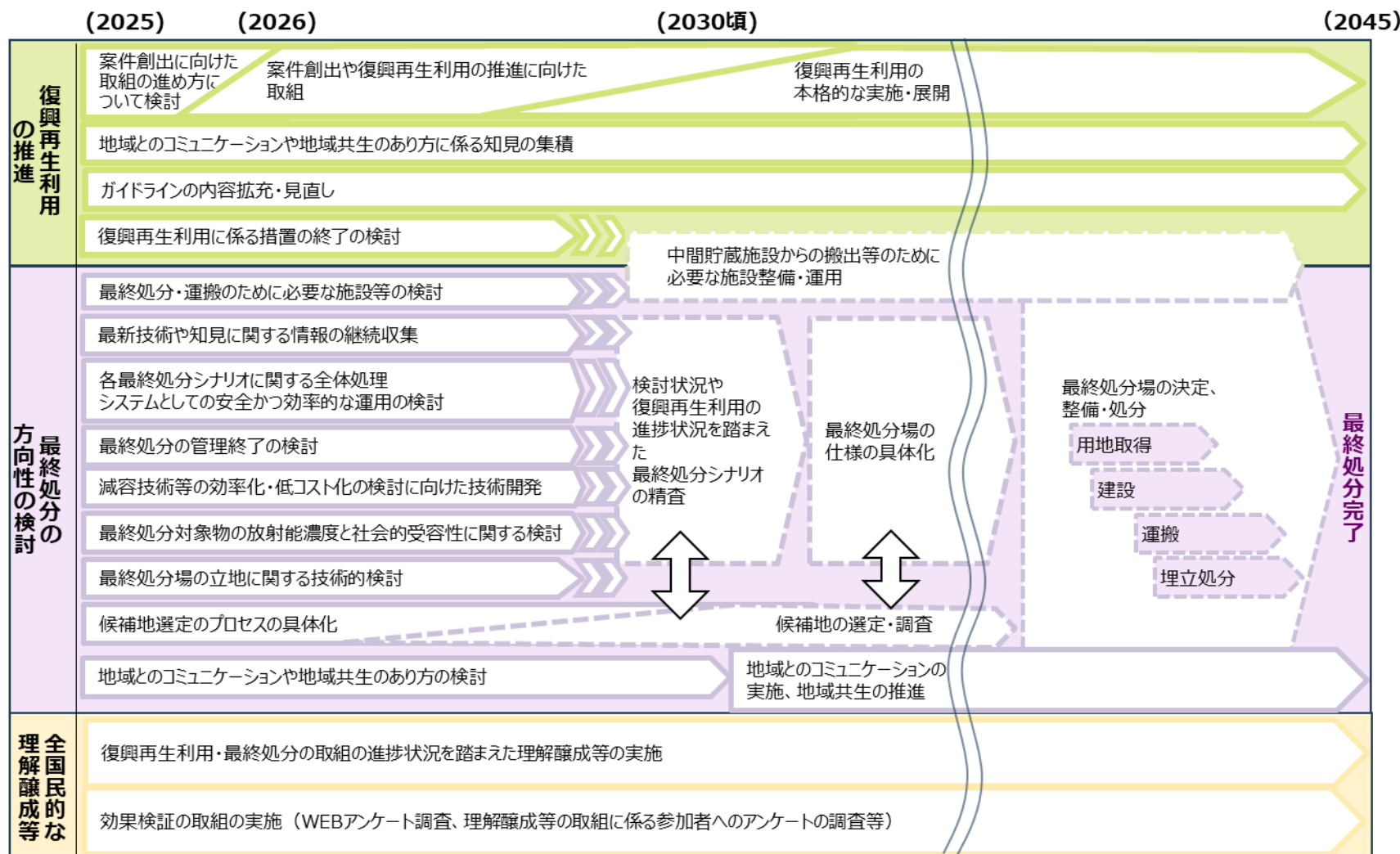
※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。

シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方



※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。

※理解醸成のための事業の実施も検討。

※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討

※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。

（「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」より「別添」抜粋）

○福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議※を2024年12月に設置。**第2回を2025年5月27日に開催し、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定**

（※）閣僚会議について

- ・ 会議の名称：福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議
- ・ 原子力災害対策本部決定により設置。議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣

○**第2回会議**では、**本年夏頃にロードマップを取りまとめる**ことに加え、**政府が率先して先行事例の創出等に取り組む**など、引き続き、復興再生利用の推進に係る取組を進めるとともに、政府が一丸となって、**復興再生利用の必要性・安全性等に係る徹底した情報発信**に取り組むよう、**議長より検討指示**。

○まずは政府全体の取組として、**復興再生利用の推進に向けたポスターを作成し、関係省庁での掲示**も順次始めているところ。

＜第二回閣僚会議の様子＞



＜ポスター＞



福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する基本方針



2025年5月27日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

- 2024年12月、「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣）
- **福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針**として、**今般推進会議において取りまとめる基本方針のポイントは以下のとおり。**

基本的考え方

- **福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。**福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、**国として責任を持って取り組んでいく。**

復興再生利用の推進

- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、**官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。**
- 理解醸成の状況等も踏まえつつ、**実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。**

復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション

- **復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。**
- 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、**中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。**

県外最終処分に向けた取組の推進

- **最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。**
- 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、**最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。**

終わりに

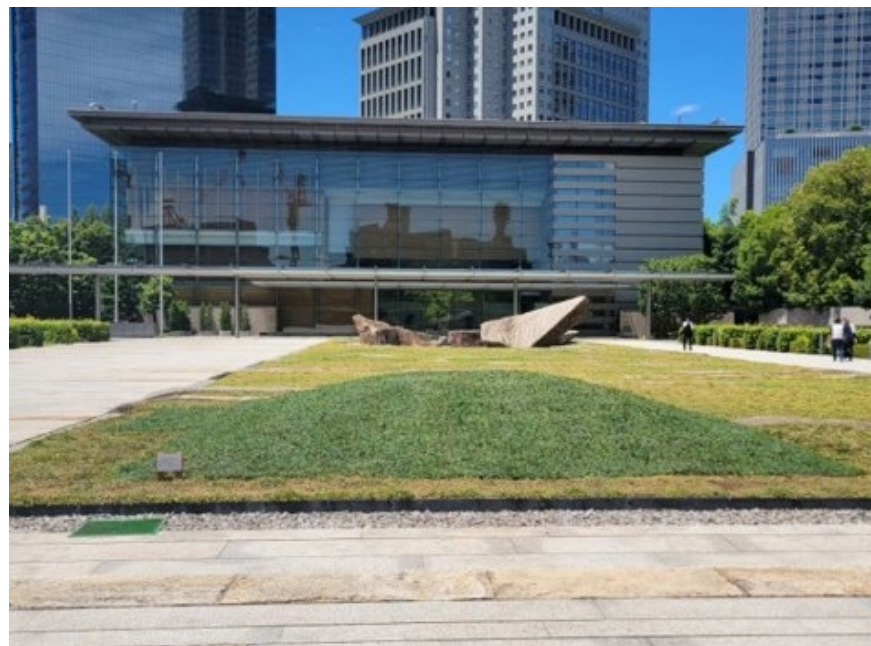
- 本基本方針を着実に実行するため、**本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。**

○施工面積：7m×7m

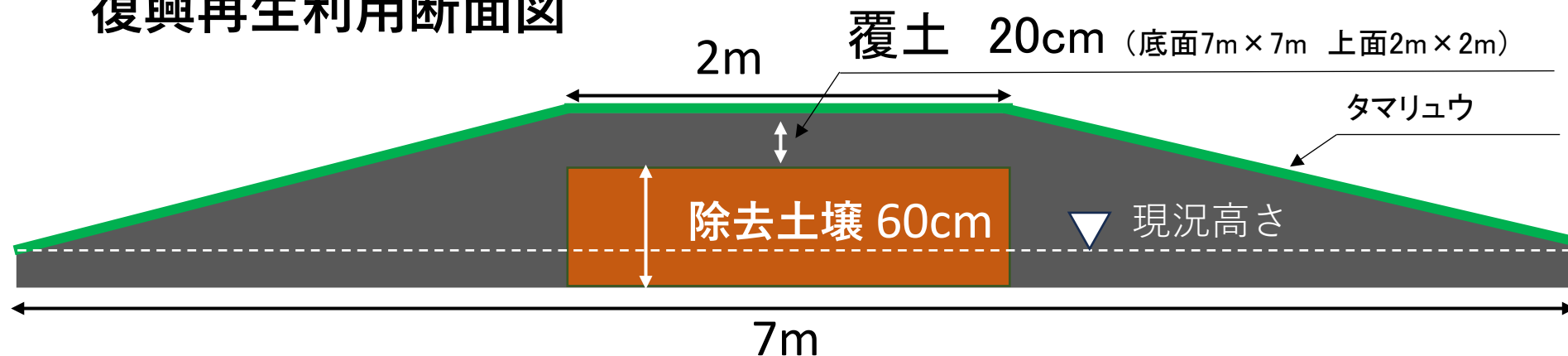
○除去土壌：2m×2m×60cm
約2m³

○除去土壌の飛散流出防止措置
：覆土20cm

○復興再生利用の実施個所で
あることを表示



復興再生利用断面図



全国での理解醸成活動等の実施（国内の理解醸成）

- 除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用の実施に当たっては、全国民的な理解醸成が必要不可欠。若い世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、メディアとのタイアップによる情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、最終処分・復興再生利用の安全性・必要性等について、特に、若い世代・自治体・メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

若い世代向けの取組

大学等での講義



現地ワークショップ



現場見学

中間貯蔵施設 現地視察



福島県民を対象とした現地視察

再生利用実証事業 現地視察



福島、その先の環境へ。ツアー参加者
中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の
実証事業事業エリアを対象とした
現地見学会を開催

メディアとのタイアップ 等による情報発信



インフルエンサー
(Youtuber) と
連携した情報発信



YouTubeのCM発出



地方テレビ局と連携した情報発信

除去土壌を用いた 鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

〔2025年4月末時点で
24施設に設置済み〕

関係5県の指定廃棄物に関する状況

<長期管理施設の設置>

- 5県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、**国が各県内での「長期管理施設」の新設**を検討。
- うち3県（宮城・栃木・千葉）について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための**詳細調査を実施できていない。**

<各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、**放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組**を実施。
 - ・宮城県：指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理
 - ・茨城県：保管の強化
 - ・栃木県：分散している保管場所の集約
 - ・各県共通：8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理に向けた調整・実施

※県名下部…令和七年三月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018～ (H30)
宮城県 (2,827.5t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細調査候補地を公表		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から処理することとし、2018年3月から処理を開始		
栃木県 (9,580.5t)				農家の保管する指定廃棄物の市町単位での集約を検討・実施		
千葉県 (3,716.6t)				詳細調査の実施に向けた働きかけの継続		
茨城県 (3,309.0t)				長期管理施設は設置せず、現地保管継続・段階的処理の方針を決定		
群馬県 (885.0t)				一時保管場所での保管強化対策の実施		